

九 連結利益積立金額

改 正 後	改 正 前
(連結子法人株式の帳簿価額の修正額)	(連結子法人株式の帳簿価額の修正額)
1-8-2 <u>令第9条の2第3項</u> …………… …………… <u>令第9条第3項《連結法人株式の帳簿価額修正額》</u> に規定する「 <u>帳簿価額修正額</u> 」…………… <u>令第9条第1項第4号《連結利益積立金額の加算額》</u> …………… <u>令第119条の3第5項又は第119条の4第1項《譲渡等修正事由が生じた場合の移動平均法又は総平均法による帳簿価額の算出》</u> ……………	1-8-2 <u>令第9条の2第6項</u> …………… …………… <u>同条第2項《連結法人株式の帳簿価額修正》</u> に規定する「 <u>連結法人株式の帳簿価額修正額</u> 」…………… <u>法第2条第18号の2チ《連結利益積立金額の加算額》</u> …………… <u>令第119条の3第4項又は第119条の4第1項《連結個別利益積立金額の増加・減少があった場合の移動平均法又は総平均法による帳簿価額の算出》</u> ……………
(連結子法人株式の帳簿価額の譲渡等修正事由に係る譲渡)	(連結子法人株式の帳簿価額の修正事由に係る譲渡)
1-8-3 <u>令第9条の2第2項《連結子会社法人株式に係る譲渡等修正事由》</u> …………… <u>令第9条第2項第1号《連結子法人株式に係る譲渡等修正事由》</u> ……………	1-8-3 <u>令第9条の2第5項《連結利益積立金額の増加・減少が生ずる事由》</u> …………… <u>同条第1項第1号《利益積立金額の増加・減少が生ずる事由》</u> ……………
(連結子法人株式の帳簿価額修正の順序)	(連結子法人株式の帳簿価額修正の順序)
1-8-4 <u>令第9条の2第2項《連結子法人株式に係る譲渡等修正事由》</u> …………… <u>令第9条第2項《連結子法人株式に係る譲渡等修正事由》</u> …………… <u>同条第3項</u> に規定する帳簿価額修正額……………	1-8-4 <u>令第9条の2第5項《連結利益積立金額の増加・減少が生ずる事由》</u> …………… <u>同条第1項</u> …………… <u>同条第2項</u> に規定する <u>連結法人株式の帳簿価額修正額</u> ……………
(適格合併等直前既修正額の計算)	(適格合併等直前既修正額の計算)
1-8-5 <u>令第9条第4項第1号《連結子法人株式に係る既修正額</u> …………… <u>同条第3項</u> ……………当該被合併法人既修正額が、他の連結法人（同号に規定する他の連結法人をいう。）の当該適格合併に係る同号イの引受利益積立金額を超える場合……………	1-8-5 <u>令第9条の2第3項第1号</u> …………… <u>同条第2項</u> ……………当該被合併法人既修正額が、当該適格合併により他の連結法人（同号に規定する他の連結法人をいう。）に引き継がれた利益積立金額（連結個別利益積立金額を含む。）を超える場合……………

改 正 後	改 正 前
..... (最終利益積立金額の計算) 1－8－6 令第9条第4項第1号《連結子法人に係る既修正等額》..... 当該被合併法人最終利益積立金額が、他の連結法人（同号に規定する他の連結法人をいう。）の当該適格合併に係る同号ロの引受利益積立金額を超える場合..... 	 (最終利益積立金額の計算) 1－8－6 令第9条の2第3項第1号..... 当該被合併法人最終利益積立金額が、<u>当該適格合併により他の連結法人（同号に規定する他の連結法人をいう。）に引き継がれた利益積立金額（連結個別利益積立金額を含む。）</u>を超える場合.....

十 仮決算における経理

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(圧縮記帳等の経理方法)</u> 1－9－2 圧縮記帳による圧縮額又は各種準備金の積立額を利益又は剰余金の処分により積み立てる連結法人が、連結中間事業年度においてその積立てをしようとする金額を株主又は出資者に報告する当該連結中間事業年度に係る損益計算書の脚注に表示した場合には、その表示した金額は利益又は剰余金の処分により積み立てたものとして取り扱う。

十一 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
(有価証券の譲渡による損益の計上時期) 2－1－22 (1)	(有価証券の譲渡による損益の計上時期) 2－1－22 (1)

(2)

(3)

イ

.....合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立
法人の設立登記の日）

ロ

.....分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立
法人の設立登記の日）

ハ株式交換の効力を生ずる日又は株式移転完全親法人の設
立登記の日

（現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期）

2－1－25 法第61条の2第15項.....

（相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例）

2－1－28

(1)

(2)会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法
律の規定による更生手続.....

(3)

(2)

(3)

イ 資本若しくは出資の減少、株式（出資を含む。以下2－1－22において
同じ。）の消却又は社員の退社若しくは脱退によるものについては、これ
らの事実があった日

ロ

.....合併期日

ハ

.....分割期日

ニ 解散による残余財産の分配によるものについては、その分配の開始の日
（その分配が数回に分割してされた場合には、それぞれの分配の開始の日）

ホ株式交換期日又は株式移転期日

（現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期）

2－1－25 法第61条の2第9項.....

（相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例）

2－1－28

(1)

(2)会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関す
る法律の規定による更生手続又は商法の規定による会社の整理その他これに
類する法律上の整理手続.....

(3)

改 正 後	改 正 前
(4) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律…………… … (注) 1 …………… 2 ……………	(4) 会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律…………… …………… (注) 1 …………… 2 ……………
(剰余金の配当等の帰属の時期)	(利益の配当等の帰属の時期)
2-1-30 連結法人が他の法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、資産の流動化に関する法律第115条第1項《中間配当》に規定する金銭の分配（以下「特定目的会社に係る中間配当」という。）又は投資信託及び特定目的信託の収益の分配（以下2-1-34までにおいてこれらを「剰余金の配当等」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日の属する連結事業年度の収益とする。ただし、その剰余金の配当等…………… 剰余金の配当等……………剰余金の配当等……………	2-1-30 連結法人が他の法人から受ける利益の配当、中間配当（商法第293条ノ5第1項《中間配当》、資産の流動化に関する法律第102条第1項《中間配当》又は旧資産流動化法第102条第1項《中間配当》に規定する金銭の分配をいう。以下同じ。）、剰余金の分配又は投資信託及び特定目的信託の収益の分配（以下2-1-34までにおいてこれらを「利益の配当等」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日の属する連結事業年度の収益とする。ただし、その利益の配当等……………利益の配当等……………利益の配当等……………
(1) 法第23条第1項第1号に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配については、次による。 イ 剰余金の配当 当該配当の効力を生ずる日 ロ 利益の配当又は剰余金の分配 当該配当又は分配する法人の社員総会又はこれに準ずるものにおいて、当該利益の配当又は剰余金の分配に関する決議のあった日。ただし、持分会社にあっては定款で定めた日がある場合にはその日 (注) ……………	(1) 利益の配当又は剰余金の分配については、当該配当又は分配をする法人の株主総会その他正当な権限を有する機関において当該利益の配当又は剰余金の分配に関する決議のあった日 (注) ……………
(2) 特定目的会社に係る中間配当……………取締役の決定…………… 決定……………	(2) 中間配当……………取締役会の決議又は取締役の決定…………… 決議又は決定……………

(3)

(4)

イ 同条第1項第1号に掲げる合併によるものについては、合併の効力を生ずる日。ただし、新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日

ロ 同項第2号に掲げる分割型分割によるものについては、分割の効力を生ずる日。ただし、新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日

ハ 同項第3号に掲げる資本の払戻しによるものについては、資本の払戻しに係る剰余金の配当がその効力を生ずる日

ニ 同号に掲げる解散.....

ホ 同項第4号に掲げる自己の株式又は出資の取得によるものについては、その取得の日

ヘ 同項第5号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員其他法人の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資をその発行した法人が取得することなく消滅させることによるものについては、これらの事実があった日

ト 同項第6号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更の効力を生ずる日

(剰余金の配当等の帰属時期の特例)

2-1-31剰余金の配当等.....

(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)

2-1-34剰余金の配当等.....

(注)

(3)

(4)

イ 合併 (適格合併を除く。) によるものについては、合併期日又は合併登記の日

ロ 分割型分割 (適格分割型分割を除く。) によるものについては、分割期日又は分割登記の日

ハ 資本若しくは出資の減少、株式（出資を含む。以下2-1-30において同じ。）の消却、自己の株式の取得又は社員の退社若しくは脱退によるものについては、これらの事実があった日

ニ 解散.....

(利益の配当等の帰属時期の特例)

2-1-31利益の配当等.....

(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)

2-1-34利益の配当等.....

(注)

改 正 後	改 正 前
(償還有価証券の範囲)	(償還有価証券の範囲)
2-1-36	2-1-36
(1)	(1)
(2) <u>取得期限及び取得金額</u> の定めのある <u>取得条項付株式又は全 部取得条項付種類株式</u>	(2) <u>償還期限及び償還金額</u> の定めのある <u>償還株式</u>
(3)	(3)
(4)	(4) <u>令第119条の14《償還有価証券の帳簿価額の調整》に規定する転換社債の 転換価額がその転換の対象となる株式の相場を大きく上回り、将来的にも全 く転換請求の可能性がないと認められる場合の当該転換社債は、償還有価証 券として取り扱うことができる。</u>
(5) <u>他社株償還条項付社債等</u>	(5)
(6)	(6) <u>他社株転換社債等</u>
	(7)
イ	イ <u>1-7-5《外貨建ての転換社債型新株予約権付社債の権利行使があつ た場合の連結個別資本積立金額》に定める転換社債型新株予約権付社債以 外の新株予約権付社債（新株予約権付社債に係る取得価額につき社債と新 株予約権とに合理的に区分して経理している場合の社債部分を除く。）</u>
ロ	ロ
ハ	ハ
(注) 1 <u>転換社債型新株予約権付社債（募集事項において、社債と新株予約権が それぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該 新株予約権行使時における出資の目的とすることをあらかじめ明確にし ている新株予約権付社債をいう。）は原則として償還有価証券に該当しな い。</u>	(注) 1 <u>上記(4)の令第119条の14に規定する転換社債には、1-7-5に定め る転換社債型新株予約権付社債が含まれるものとする。</u>
<u>ただし、いわゆる転換価額がその新株予約権の行使の対象となる株式の</u>	

相場を大きく上回り、将来的にも全くその行使の可能性がないと認められる場合には、令第 119 条の 14 《償還有価証券の帳簿価額の調整》に規定する「償還期限に償還されないと見込まれる新株予約権付社債」に当たらないため、償還有価証券に該当する。

2 上記(6)は、……………

(債権の取得差額に係る調整差損益の計上)

2-1-37 ……………

…………… 2-1-36 の(6)イ ……………

(注) 1 ……………

2 ……………

3 ……………

4 ……………

(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)

2-1-38 ……………

…………… 平成 18 年 8 月 11 日付企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」……………

(注) 1 ……………

2 ……………

2 上記(7)ロ及びハは、……………

(債権の取得差額に係る調整差損益の計上)

2-1-37 ……………

…………… 2-1-36 の(7)ロ ……………

(注) 1 ……………

2 ……………

3 ……………

4 ……………

(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)

2-1-38 ……………

…………… 平成 11 年 1 月 22 日付「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」に示された「金融商品に係る会計基準」……………

(注) 1 ……………

2 ……………

十二 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改	正	後	改	正	前
		(廃 止)			(自己株式の譲渡)
					2-3-1 法第 61 条の 2 第 5 項《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》に規定する自己の株式の譲渡には、次の株式の交付が含まれるのであ

改 正 後	改 正 前
(取得条項付株式の取得等に際し1株未満の株式の代金を株主等に交付した場合の取扱い) 2-3-1 法第61条の2第11項第2号《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》に規定する取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得条項付株式を有する株主等に金銭が交付される場合において、その金銭が、その取得の対価として交付すべき当該取得をする法人の株式(出資を含む。以下2-3-1において同じ。)に1株未満の端数が生じたためにその1株未満の株式の合計数に相当する数の株式を譲渡し、又は買い取った代金として交付されたものであるときは、当該株主等に対してその1株未満の株式に相当する株式を交付したこととなることに留意する。ただし、その交付された金銭が、その取得の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に当該株主等に対して支払う当該取得条項付株式の取得の対価であると認められるときは、当該取得の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。 同項第3号又は第5号に規定する全部取得条項付種類株式又は取得条項付新	るから留意する。 (1) <u>連結法人が合併又は分割により当該連結法人の新株を発行することに代えて行う当該連結法人又は被合併法人若しくは分割法人が有していた当該連結法人の株式の交付</u> (2) <u>連結法人である特定親会社(措置法第68条の104第1項《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》に規定する特定親会社をいう。)が商法第352条第1項《株式交換》の株式交換(保険業法第92条の5第1項《組織変更における株式交換》の株式交換を含む。)により特定子会社(措置法第68条の104第1項に規定する完全子会社をいう。)の株主に新株を発行することに代えて行う自己の株式の交付</u> (新 設)

株予約権に係る株式に1株未満の端数が生じた場合についても、同様とする。

(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)

2-3-2 法第61条の2第15項……………

……………権利処理価額……………

(1) ……………

(2) ……………

(3) ……………

(4) ……………

(5) ……………権利処理価額……………

……………権利処理価額……………

(注) 配当落調整額とは、信用取引等に係る株式につき配当が付与された場合において、証券業者等が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいい、権利処理価額とは、信用取引等に係る株式につき、株式分割、株式無償割当て及び会社分割による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下2-3-2において「株式を受ける権利等」という。）が付与された場合において、証券業者等が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該株式を受ける権利等に相当する金銭の額をいう。

(低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額)

2-3-4 ……………

(注) ……………再生計画認可の決定があった日……………

(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)

2-3-2 法第61条の2第9項……………

……………引受権価額……………

(1) ……………

(2) ……………

(3) ……………

(4) ……………

(5) ……………引受権価額……………

……………引受権価額……………

(注) 配当落調整額とは、信用取引等に係る株式につき配当が付与された場合において、証券業者等が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいい、引受権価額とは、信用取引等に係る株式につき新株引受権が付与された場合において、証券業者等が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該引受権に相当する金銭の額をいう。

(低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額)

2-3-4 ……………

(注) ……………事実が生じた日……………

改 正 後	改 正 前
2-3-6 <u>削 除</u>	<u>(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)</u> 2-3-6 <u>新株予約権付社債に係る新株予約権の内容として定められている株式の発行価額が当該新株予約権付社債の発行時の発行法人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合における当該新株予約権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額は、原則として次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額による。なお、連結法人が一単位当たりの帳簿価額の算出に当たり総平均法を選定している場合には、次の算式中の「新株予約権付社債の当該行使直前の帳簿価額」は、当該新株予約権付社債につき当該行使の時を連結事業年度終了の時とみなして計算した金額とする。</u> (1) <u>金銭により払込みを行った場合</u> <u>(算式)</u> $\begin{array}{rcl} & & \text{当該払込みに係る新株予約権付社債の} \\ & & \text{当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに} \\ & & \text{に係る新株予約権付社債の額面金額を} \\ \text{新株1株当} & & \\ \text{りの払込金額} & + & \text{超える場合のその超える部分の金額} \\ & & \text{当該行使により取得した新株の数} \end{array}$ (注) <u>新株予約権（新株予約権付社債に係る取得価額につき社債と新株予約権とに合理的に区分して経理している場合の新株予約権部分を含む。）を有する場合には、算式中の「当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額」を「当該新株予約権の当該行使直前の帳簿価額」と読み替える。</u> (2) <u>新株予約権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合</u>

(通常要する価額に比して有利な金額)

2-3-7 令第119条第1項第4号《有利発行により取得した有価証券の取得価額》に規定する「その取得の時ににおけるその有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額」とは、当該株式の払込み又は給付の金額（以下2-3-7において「払込金額等」という。）を決定する日の現況における当該発行法人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下回る価額をいうものとする。

- (注) 1
.....払込金額等.....
2 払込金額等.....
.....払込金額等.....

(算式)

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該払込みに係る新株} \\ \text{予約権付社債の額面金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該新株予約権付社債に係る新株} \\ \text{予約権の付与割合} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該行使に当たり端数} \\ \text{処理のために交付を受ける金銭等の額} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える部分の金額} \end{array}$$

当該行使により取得した新株の数

(有利な発行価額)

2-3-7 令第119条第1項第3号《有利な発行価額で取得した有価証券の取得価額》に規定する「有利な発行価額」とは、当該新株の発行価額を決定する日の現況における当該発行法人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下回る価額をいう。

- (注) 1
.....発行価額.....
2 発行価額.....
.....発行価額.....

改 正 後	改 正 前
(他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合) 2-3-8 令第119条第1項第4号《有利発行により取得した有価証券の取得価額》に規定する「他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合」とは、株主等である連結法人が有する株式の内容及び数に応じて株式又は新株予約権が平等に与えられ、かつ、その株主等とその内容の異なる株式を有する株主等との間においても経済的な衡平が維持される場合をいうことに留意する。 (注) 他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当するか否かについては、例えば、新株予約権無償割当てにつき会社法第322条《ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会》の種類株主総会の決議があったか否かのみをもって判定するのではなく、その発行人の各種類の株式の内容、当該新株予約権無償割当ての状況などを総合的に勘案して判定する必要がある。 (通常要する価額に比して有利な金額で新株等が発行された場合における有価証券の価額) 2-3-9 令第119条第1項第4号《有利発行により取得した有価証券の取得価額》に規定する有価証券の取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額は、…………… (1) …………… ……………払込み又は給付に係る期日（払込み又は給付の期間を定めたものにあってはその払込み又は給付をした日。以下2-3-9において「払込期日」という。）…………… (2) …………… (3) ……………	(株主として取得をしたものの意義) 2-3-8 令第119条第1項第3号《有利な発行価額で取得した有価証券の取得価額》に規定する「株主等として取得をしたもの」とは、株主等としての地位に基づき平等に取得したものをいうことに留意する。 (有利な発行価額で新株等が発行された場合における有価証券の価額) 2-3-9 令第119条第1項第3号《有利な発行価額で取得した有価証券の取得価額》に規定する有価証券の払込みに係る期日における1株当たりの価額は、…………… (1) …………… ……………払込期日…………… (2) …………… (3) ……………

(新株予約権付社債に付された新株予約権を行使した場合の経過利子の取得価額算入)

2-3-12

.....当該新株予約権付社債についての社債を出資の目的とする方法

.....

(注)

(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)

2-3-13

.....令第119条第1項第22号.....

(債権の現物出資により取得した株式の取得価額)

2-3-14

.....令第119条第1項第2号.....取得の時ににおける給付をした当該債権の価額.....

(注)

(2以上の種類の株式が発行されている場合の銘柄の意義)

2-3-16の2 連結法人が、他の法人の発行する一の種類の株式と他の種類の株式とを有する場合には、それぞれ異なる銘柄として令第119条の2第1項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》の規定を適用するのであるが、それらの権利内容等からみて、その一の種類の株式と他の種類の株式が同一の価額で取引が行われるものと認められるときには、当該一の種類の株式と他の種類の株式は同一の銘柄の株式として、同項の規定を適用することに留意する。

(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の経過利子の取得価額算入)

2-3-12

.....代用払込みの方法.....

(注)

(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)

2-3-13

.....令第119条第1項第8号.....

(債権の現物出資により取得した株式の取得価額)

2-3-14

.....令第119条第1項第8号.....取得の時ににおける価額.....

(注)

(普通株式と種類株式とが発行されている場合の銘柄の意義)

2-3-16の2 連結法人が、他の法人の発行する普通株式と種類株式とを有する場合において、その種類株式の権利内容等からみて、当該種類株式が普通株式の価額と異なる価額で取引が行われるものと認められるときには、当該種類株式は普通株式と異なる銘柄の株式として、令第119条の2第1項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》の規定を適用するものとする。

改 正 後	改 正 前
(原価法一期末時評価による評価損益を<u>純資産の部</u>に計上している場合の期末帳簿価額) 2-3-17<u>純資産の部</u>..... (注) (1) (2) <u>純資産の部</u>.....<u>法第2条第17号の2及び第18号の3</u>..... <u>連結個別資本金等の額及び連結個別利益積立金額</u>..... ... (3)<u>純資産の部</u>..... (その他これに準ずる関係のある者の範囲) 2-3-18<u>令第4条第2項各号及び第4項</u>.....<u>出資の総額</u>..... (追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い) 2-3-20 <u>令第119条の3第8項</u>..... (注) (一株に満たない株式等を譲渡した場合等の原価) 2-3-21 <u>連結法人が、令第119条の8の2《取得請求権付株式の取得等の対価として生ずる端数の取扱い》に規定する1株に満たない端数に相当する部分又は令第139条の3第1項各号《一株未満の株式等の処理の場合等の所得</u>	(原価法一期末時評価による評価損益を<u>資本の部</u>に計上している場合の期末帳簿価額) 2-3-17<u>資本の部</u>..... (注) (1) (2) <u>資本の部</u>.....<u>法第2条第17号の3及び第18号の3</u>..... <u>連結個別資本積立金額及び連結個別利益積立金額</u>..... (3)<u>資本の部</u>..... (その他これに準ずる関係のある者の範囲) 2-3-18<u>令第4条第2項各号及び第3項</u>.....<u>出資金額</u>..... (追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い) 2-3-20 <u>令第119条の3第7項</u>..... (注) (新株引受権を譲渡した場合等の原価) 2-3-21 <u>連結法人が株主の地位に基づき金銭の払込みを要する増資により新株引受権の割当てを受けた場合において、当該新株引受権若しくは株式(以下2-3-21において「旧株」という。)をその金銭の払込み前に譲渡したと</u>

計算の特例》に掲げる 1 株に満たない端数につき代わり金の交付を受けたときの譲渡に係る原価の額は、当該法人が当該 1 株に満たない端数に相当する株式等の交付を受け直ちに譲渡したものととして法第 61 条の 2《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》の規定を適用する。ただし、当該連結法人が当該代わり金に相当する金額を益金の額に算入している場合は、これを認める。

(取引所売買有価証券の気配相場)

2-3-26

(注) 連結法人が、転換社債型新株予約権付社債（募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社

き又は令第 139 条の 3 第 1 項各号《一株未満の株式の処理の場合等の所得計算の特例》に掲げる 1 株未満の旧株（端株原簿に記載されなかったものに限る。以下 2-3-21 において同じ。）につき代わり金の交付を受けたときの譲渡に係る原価の額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次による。

(1) 新株引受権又は旧株を譲渡したとき 次の算式により計算した金額を当該譲渡の対価に係る原価とする。

(算式)

$$\left\{ \frac{\text{旧株 1 株 当たりの 従前の帳 簿価額}}{1 + \text{旧株 1 株 当たりの 新株 割当数}} + \frac{\text{新株 1 株 当たりの 払込金額}}{\text{新株 1 株 当たりの 払込金額}} \times \frac{\text{旧株 1 株 当たりの 新株 割当数}}{\text{新株 1 株 当たりの 払込金額}} \right\} \times \frac{\text{譲渡した 新株引受 権若しく は旧株の 数}}{\text{新株 1 株 当たりの 払込金額}}$$

(注) 算式中の「新株 1 株当たりの払込金額」の控除は、新株引受権を譲渡した場合に限られる。

(2) 1 株未満の旧株につき代わり金の交付を受けたとき 当該連結法人が当該 1 株未満の旧株に相当する株式の交付を受け直ちに譲渡したものととして法第 61 条の 2《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》の規定を適用する。ただし、当該連結法人が当該代わり金に相当する金額を益金の額に算入している場合は、これを認める。

(取引所売買有価証券の気配相場)

2-3-26

(注) 連結法人が、転換社債型新株予約権付社債（1-7-5《外貨建ての転換社債型新株予約権付社債の権利行使があった場合の連結個別資本積立金額》に

改 正 後	改 正 前
債を当該新株予約権の行使時における出資の目的とすることをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債をいう。)に係る最終の気配相場の価格として、取引所の定める基準値段(当該転換社債型新株予約権付社債について連結事業年度終了の日の翌日の呼値の制限値幅となる価格をいう。)を使用しているときは、これを認める。 (新株権利落ちのあった株式で新株の発行されていないものの価額) 2-3-30 (注) (1)新株の取引量..... 払い込むべき金額又は給付すべき金銭以外の資産の価額..... 交付を受ける..... (2) (1)に該当..... 払い込むべき金額又は給付すべき金銭以外の資産の価額..... 交付を受ける..... (繰延ヘッジ処理の対象となる取引の範囲) 2-3-41同条第1項各号..... (1) (2)	定める転換社債型新株予約権付社債をいう。)に係る最終の気配相場の価格として、取引所の定める基準値段(当該転換社債型新株予約権付社債について連結事業年度終了の日の翌日の呼値の制限値幅となる価格をいう。)を使用しているときは、これを認める。 (新株権利落ちのあった株式で新株の発行されていないものの価額) 2-3-30 (注) (1) <u>新株に係る新株引受権証書の市場価格がある場合</u> <u>当該市場価格に旧株1株について引き受ける新株の数を乗じて得た金額</u> (2)(1)に該当する場合及び新株の取引量..... 払い込むべき金額.....<u>引き受ける</u>..... ... (3) (1)及び(2)に該当..... 払い込むべき金額.....<u>引き受ける</u>..... ... (繰延ヘッジ処理の対象となる取引の範囲) 2-3-41同項各号..... (1) (2)